

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	観覧料等の還付	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第15条 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第7条、第19条、第24条、第27条	
所 管 課	文化観光局 観光推進課	
審 査 基 準	<p>観覧料等の還付については、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第15条、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第7条、第19条、第24条及び第27条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第15条、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第7条、第19条、第24条及び第27条】別紙参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	

【別紙】

【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例】

(観覧料等の不還付)

第15条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則】

(観覧料の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災地変その他常設展又は特別展を観覧しようとする者の責めに帰さない理由により、観覧することができなくなったとき。観覧料の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める額

2 前項の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ観覧料還付申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第19条 条例第15条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、第11条第2項後段の規定により利用券を交付した場合に係る使用料については、第2号の規定は適用しないものとする。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。既納の使用料の全額

(2) 使用者が使用しようとする日前7日までに許可施設の使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。既納の使用料の全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ使用料還付申請書(様式第8号)に使用許可書又は利用券を添付して、市長に申請しなければならない。

(駐車料金の還付)

第24条 条例第15条ただし書の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災地変その他駐車場の利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める額

2 第19条第2項の規定は、前項の規定により駐車料金を還付する場合について準用する。この場合において、同項中「使用料」とあるのは「駐車料金」と、「使用許可書又は利用券」とあるのは「使用許可書」と読み替えるものとする。

(利用料の還付)

第27条 条例第15条ただし書の規定により利用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災地変その他特別利用の許可を受けた者の責めに帰さない理由により特別利用をすることができなくなったとき。既納の利用料の全額

(2) 特別利用をする前に特別利用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。その都度市長が定める額

2 前項の規定により利用料の還付を受けようとする者は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ利用料還付申請書(様式第12号)に特別利用許可書を添付して、市長に申請しなければならない。